京都家庭裁判所委員会(第28回)議事概要

1 日時

平成29年6月28日(水)午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

石原智香子, 市川ひろみ, 大島道代, 大島由紀子, 川田良作, 小松琢, 才寺篤司, 佐藤卓己, 南哲也, 村岡寛, 山口基樹, 横山和可子(五十音順, 敬称略)

(京都家庭裁判所職員)

松井家事部上席裁判官,金田少年部上席裁判官,小嶋家事部裁判官,山本首席家庭裁判所調查官,村田少年首席書記官,辻家事訟廷管理官,島田事務局長,藤原事務局次長,小坂事務局総務課長,平手事務局総務課課長補佐,大瀧事務局総務課庶務係長,太田事務局総務課庶務係員

4 テーマ

家庭裁判所における広報活動について

- 5 議事概要
- (1) 開会
- (2) 新委員等の紹介等
- (3) 議事・意見交換(◎は委員長,○は委員,●は裁判所からの説明)
- ◎ 先ほどの説明に対する御質問、御意見をいただきたいと思います。なお、その前に前回の委員会にて、「来庁される方に窓口で、どういうことで家庭裁判所をお知りなったのですか。」と来所の経緯をお聞きすればというお話がありました。それはもちろん有効な手段で、裁判所も、例えば法の日週間の行事とか、庭の一般開放のとき、「どういう方法でお知りになりましたか。」ということを聞いて、アンケートをとることもしているのですが、事件当事者に来所時にお尋ねするというのは、当事者は何らかの問題を抱えて来所されているので、なかなか聞きにくいというところもあります。現在、検討中というところですので、中間報告というような形になりますが、御報告を申し上げます。

- 御回答ありがとうございました。先ほど御説明をお聞きしまして、無料法律相談会等でのアンケートで、インターネットのほかに意外に新聞が多かったとか、そういうことがわかるのが、とても大切なことだと思います。家庭裁判所というところで、来られる方の心情に配慮されていることはごもっともだと思います。
- ◎ それでは、先ほどの裁判所からの説明について、御質問等があると思いますので、よろしくお願いいたします。
- 1つ目の質問が、お二人ともが言及されていた「司法機関であるということで、公平性・中立性についてのバランス配慮が必要だ。」ということについて、具体的にどういうことを思っていらっしゃるのかがわからなかったので、その点、どういうふうに認識されているのか教えてください。

2つ目の質問が、今回のテーマが広報で、よりよい広報、どうすれば必要な人に正確に 伝わるのかという問題意識だったと思うのですが、そういう問題意識が出てくるというこ とは、今ができていないという認識だと思うのですが、どういうところが足りてないと思 っていらっしゃるのか。何を課題と思っていらっしゃるのかというのを知りたいと思いま す。

◎ まず2つ目の質問について、決して裁判所は今が足りてないと、できてないというふうに認識しているわけではありません。よりよくというところで、いろいろさまざまな工夫を重ねたいと思っているところです。

昨年度は、家庭裁判所を利用する家事事件の申立てが、全国で初めて100万件を超え、 家庭裁判所を利用する方が間違いなく増えているというのが実情です。

ただ、一方で、成年後見制度を利用する方は今、高齢者が増え、認知症の罹患者もどんどん増えています。増えているにもかかわらず、成年後見制度の申立てが、認知症罹患者が増えている割合に比べて増えていない、それに見合うような増え方をしていないのではないかと思います。御承知のように、昨年、成年後見制度利用促進法ができ、今年の3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されて、もっと利用されてしかるべきという意識を背景に、広く必要な方に必要な手当ができるように、これは裁判所だけで解決する問題ではなく、弁護士会や司法書士会等々の専門職団体とも協力の上で、制度の浸透、それからより使いやすい制度のために、いろいろ工夫を重ねていこうという方向にあります。

● 1つ目の御質問について、司法機関であることから、どちらかの当事者に肩入れした

感じで広報することにならないようにというところは、常に気をつけなければならないと思っているところです。

また、家庭裁判所はプライベートな悩み事、紛争を扱う機関ですので、ぜひ御利用ください、こんなこともやっていますと言いたいところですけれども、悩み事を扱っている機関としての抑制といいますか、どの程度までなら表現していいのかなというところ、また、広報の相手先も一定のところに偏らないように、そういったようなところが、悩みかなと、普段感じております。

◎ 若干補足しますと、家庭裁判所に来られる方というのは、非常に悩みを抱えておられて、神経質になられている方もいらっしゃいます。ですから、公平に取り扱ってもらうことに対しては、すごくナーバスになっているという側面がありますので、我々もそういうことを十分念頭に置いて対応しています。

例えば男女関係のトラブルで、女性寄りの発信をしたりすると、「これは不公平じゃないか。」とか、逆の場合もありますでしょうし、調停委員が調停中、その発言の端々に非常に神経を研ぎ澄ませているという場合もありますので、常に注意深く対応する必要が生じるというのが実情ではないかと思っております。

○ 私は大学で広報学を教えている立場ですが、広報というのは、基本的には宣伝とも広告とも違い、信頼関係を醸出するのが役割だというふうに思っています。

そうしたときに、この機能を広く知らせるというのは、どちらかと言うと、これ広告のアドバタイジングであって、むしろ広報というのは、パブリックリレーションズだと思うのです。そう考えると、この機能というか、広く国民に知らせるということと、利用者に信頼関係を醸成するというのは、やや機能的に異なる方向だろうというふうに思っています。「先ほど年間100万人の利用者がある。」というお話しがあり、国民1人当たり、1億人として100人に1人、しかし、一生に全く利用しない人がかなり多くて、頻繁に利用する人がいるわけでしょうから、恐らく日本国民が生涯にお世話になる可能性というのは、200分の1とか300分の1という数字になるだろうというふうに思っていたときに、そこで、信頼関係を醸出するという、利用者とのそういう問題であれば非常に理解できるのですが、先ほどのどちらかと言うと広く役割を知ってもらうということは、やや何か仕事を増やしたいという動機のように社会的には読めてしまいます。仕事量がキャパシティ的に少ないのか、あるいはこれ以上増えると、もう実はブラックな職場になってしまうという状況にあるのか、そのあたりの感覚が、この広報というよりもむしろアドバタ

イジングする上では、重要なんじゃないかなというふうに思うのですが、現状これ以上、 案件が増えると困るような状態なのか、それとも非常に余裕がある状態なのか、どちらな のでしょう。

◎ 先ほどお話ししたように、家庭裁判所の事件は、全体として増えています。我々は仕事を増やしたいから、こういう対応をしているというわけではなくて、必要な人に家庭裁判所を利用してもらうためには、一般国民の社会的な常識として、家庭裁判所はどういう組織なのか、どういう機能を果たしているのかということを、まず前提として広く知っていただくのが裁判所の役割ではないかと思っています。さらに、自分が困った場面に陥ったときに、どういう手続を利用できるのかということも併せてお知らせすることも必要ではないかと思っています。

裁判所は自分の仕事が増えたら、あるいは少ないからとかいうことではなくて、公務員で国民に対する司法サービス機関ですから、必要な人に必要な手続を利用していただくという目的で考えておりますので、件数を増やしたいとか減らしたいとか、そういうところは念頭にありません。

○ つまり狙うところは深く理解してもらうということなのか、広く知らしめたいかということのどちらに力点があるのかということだと思うのです。

広くということで言うと、恐らく家庭裁判所の機能というのは、中学の公民科とか何かで、一般的には知られていて、むしろ教育行政とか、あるいは教育委員会等に働きかける方が、効果的だろうと思いますし、本当に必要としている人に深く伝えるっていうことで、どうすればいいのかというふうな発想というのが必要なんじゃないのかなと思うのですけど、いかがでしょうか。

- ◎ おっしゃるとおりです。
- 今の発言と関連しますが、何回か前の委員会では、「調停」というのがテーマで、調停委員が大変で、要求水準が上がっていて、件数も増えているというお話があったと思います。どんどん広報して、いっぱい件数が増えているのであれば、調停委員を増やしていくとか、そういった方向の問題解決を図るための広報というのはしておられるのですか。要は、調停委員をしっかり確保するための広報活動というのは、どうなっているのですか。 ◎ 調停委員を確保するための広報というのももちろんあろうかと思います。おっしゃるように、調停が複雑・困難化し、調停委員も大変な状況にあるというふうな御理解の上で、もっと調停委員を確保する取り組みをしたらどうかというふうなお話だと思います。

● 調停委員については公募ですけれども公募と言いましても、調停委員としての資質を備えた方に応募していただきたいものですから、広くウェブサイトで広告するような形はとっておりません。

調停委員になっていただけそうな方が多数おられそうな団体を対象として、調停委員の 仕事内容の説明に行かせていただいたりして、募集の御案内をしております。

例えば、教育委員会、社会福祉士会、また、様々な業種の取りまとめをされているようなところに向けて、アプローチしています。

○ 家庭裁判所では、こういう資料を関係機関に配っているということで、例えば京都家 裁独自のリーフレットは1年間に1万部作成され、それを各機関に50から100部ずつ 備え置くよう依頼をされたということですが、それが一般の方にどのように見ていただけ たか、1年後に、在庫がなくなったのかどうか、次も同じ場所か又は違う場所に置くべき か、配布場所をどういうところにするとこの資料の効果が上がるか、などについて検討す べきだと思います。

また,こういう資料だけでは足りないという要望があれば,家裁調査官あるいは書記官 等が外部に出向くという広報活動も必要だと思います。

また、京都家裁独自のリーフレットは、相談に来やすい敷居の低い家庭裁判所にという 目的で平成22年に作成されたとのことですが、作成から7年も経過しているので、本当 に効果があるのか一度見直しをし、もう少し漫画チックにイラストを入れて、誰もがパっ と見たときにすぐに理解できるものにしたほうがいいのではないかと思います。

- ◎ 京都家庭裁判所で独自に作成したパンフレットを各関係機関に配布していますが、それが実効性があるのかどうかという検証がきちっとなされるべきではないかという御意見ですね。
- リーフレットの備え置きに関しては、実際に送付している関係機関に、どのように備え置かれているか数カ所、例えば、京都市成年後見支援センター、京都府家庭支援センター、左京区役所、京都地方法務局を確認したところ、目立つ場所に備え置いていただいている関係機関もありますし、目立たないところに備え置いていただいている関係機関もあります。

裁判所から一方的に送付しているというところもございまして、その後の管理が、なかなかできていないというところが、今回、改めてわかりました。ですので、今回確認の際に、「無くなれば補充してください」という連絡をくださいとお伝えしてきました。今後

は、送付するだけではなく、その後、検証等をしていきたいと考えております。

- 京都家庭裁判所のほうで独自に広報活動をされていらっしゃるということで、大変敬意を表したいと思うのですが、京都家裁の年間の広報予算というのは、大体どれぐらいなのか教えていただいていいですか。
- 実は、経費のかからない方法で何とか広報活動をしているというのが実態です。チラシですとか、お知らせ文書ですとか、そういうものを自分たちで考え、起案し、作成し、それを普段執務に使っているコピー機で印刷し、お配りするとか、職員が自分の執務時間と調整して広報行事で話をするとか、そういうことで何とか賄うように工夫しているのが実態です。

例えば、京都家裁独自リーフレットを作ろうということになれば、経費のほうをちゃんと用意することもあるのですが、憲法週間、法の日週間等の行事における無料法律相談会の相談員は、例えば弁護士であったり調停委員であったり、無報酬でされていますし、会場は使用料がかからないところをお借りするという形で何とか賄うということでやっています。

● 全国的な広報の予算としましては、地裁で裁判員裁判制度というのがあるのですけれ ど、その裁判員裁判の広報をするためにいろんなパンフレットを作成したり、講演会をし たり、そういった費用は、最高裁のほうで管理しております。

先ほど御説明しました憲法週間や法の日週間で、何か特別なことをしたいということで、例えば講師を呼んでパネルディスカッションをするような場合にかかる費用、講師の謝金や旅費等は下級裁の地方裁判所、家庭裁判所から最高裁に上申して、予算化するという形をとっています。

ただ,京都家裁の場合は,先ほどの無料法律相談をするにあたっても,相談員になっていただく方は,皆様方の御協力で無料でやっていただいているのが実態ですので,実際には費用がかかっておりません。

また、先ほど説明しました京都家裁独自のリーフレットですけども、これにつきましては、広報予算からではなく、裁判所でいろいろなものを印刷するための予算がついており、 その中から支出しているものです。

これ一枚作るのに、10円もかからないのですけれども、1万部作るとしましたら、7、8万円から10万円ぐらいの費用がかかっているということになります。

○ 裁判所の予算に明確な広報費というのがないというのはよくわかったのですけれども,

広報活動のことを我々に打診するのであれば、このような硬直した予算ではなく、広報費 としてこれだけあるので、この予算を有効に使うにはどうしたらいいかとか、もう少し使 い勝手のいい予算を立てられたほうがいいのではと思います。

- ◎ 例えば、一般企業であれば、広報予算としてはこれだけありますから、これを利用して有効に広報活動をするにはどうしたらいいかというようなテーマで議論ができるところなのですけれども、裁判所はそれ程予算がないので、何かと限界がある中で、いろいろと工夫して広報活動をしていかなければいけないという前提で、よい御意見がいただければ、今後の広報活動の参考にさせていただきたいと考えております。
- 京都家庭裁判所独自のリーフレットがあるというのは大きなことだと思います。昨晩, 委員会に臨むにあたって、もう一度ホームページを見せていただいたところなのですけれ ど、今日配布されたリーフレットの大半のものは、ほかの裁判所のホームページでもそう なのですけれど、PDFで印刷して見ることができる形になっていると思いますが、この 京都家裁独自のリーフレットのPDF化というのは非常に難しいことなのでしょうか。

先ほど印刷代が10円だけど、幾らかかるとか、明確な予算が取りにくいという中で、 非常に細かな部分にはなるのですけれども、もしPDF化が可能ならば、少し違ってくる のではというように思いました。

- その方法は今まで思いつきませんでしたが、可能だと思います。早速、PDFにして 京都家裁のウェブサイトにアップしたいと思います。貴重な御意見をありがとうございま した。
- 私もホームページを見たのですが、絶望的に見にくくて、今日配付していただいた資料さえ、どこにあるのか探すのが結構大変でした。インターネット上で検索したら、見やすいホームページのサンプルなど幾らでも出てくると思います。最高裁判所のホームページに付随する形でつくられているから、ここで言ってもしかたないのかもしれませんけれども、もうすこしわかりやすくしてもらわないと、裁判所の手続を利用しようと思っている人はしんどいと思います。
- ◎ そういう御意見は多々いただくことがあります。裁判所のウェブサイトは、なかなか 目的にたどり着くのが難しいという問題があるということは認識しているのですけれども、 これは各裁判所で対応できるものなのでしょうか。
- なかなかそこは難しくて、最高裁の管理部分もあり、各庁で編集可能な部分を何とか 工夫しながら、見やすさですとか、欲しい情報にたどり着きやすいか等、問題意識を持ち

ながら工夫しているというのが実情です。

- ◎ たくさんの予算の裏づけがある部署の方々は、何を言っているのかとお思いかもしれないですけれども、限られた予算と手段としかない中で何ができるかというところが、我々が日ごろから悩んでいるところです。先ほど京都家裁独自のリーフレットが作成から7年経っていて、内容についてこのままでいいのかという委員からのお話もありましたので、せっかく京都家裁独自でつくったこのパンフレットについて、何か改善点とか、ここをこうしたらいいのではないかというような御提案等があれば、これは京都家裁で何とかなる数少ない部分のひとつですので、御意見をいただければと思います。
- 先ほどパワーポイントで示された、このカッパみたいなのは、家庭裁判所のゆるキャラなのですか。
- 最高裁判所家庭局のキャラクターで『かーくん』という名前でございます。
- こういったゆるキャラがあるのであれば、そのゆるキャラが家庭裁判所を紹介するような、先ほどの委員がおっしゃったように、もう少しイラストや漫画を多用したほうが、 パンフレットを取る人が興味を持って見るのではと思います。

京都には、漫画学部もある大学など、大学がたくさんあると思うので、そういったところの学生さんに協力を仰ぎながら、少ない予算でも、漫画を用いたりして親しみやすいものを作ったらどうかなと思います。

- ◎ そういえば、最近、家庭局の書面には、カッパのか一くんが頻繁に載っていますけれ ど、これは確かに今までにあまりない例ですね。パッと目につくようなことで、そういう 工夫もあってもいいですね。裁判所側で御意見等がありますでしょうか。
- かーくんの利用もそうですし、先ほどおっしゃっていただいたように、限られた予算であっても、協力をいただけそうなところにアプローチして、工夫できるとこがあれば検討させていただきたいと考えております。
- このリーフレットは、訪れた人や見学に来られた方に配るような形になっているので、家裁を利用する人のために作っているのであれば、相談内容や問題の内容による場合分け、例えば、ホームセンターのレジの横によく置いてある障子の張り方や、ねじが壊れたらどうするかなどそれぞれの問題に対処するリーフレットのように、こういう問題は家裁ではこう進めていくことができるというものがあれば、見やすいのではないかと思います。ただ、離婚問題をどうするのだというリーフレットをつくると、人の目を気にして、なかなか手を出しにくいかもしれないですが、家裁でどういうふうに調停を進めていくのかなど

は、一般の人はわからないと思うので、そのあたりがちょっとでもわかれば、家裁にも多少は足が向く、相談に行こうかということになると思います。また、リーフレットが効率よく一般の市民の目に触れるということが大事だと思いますので、待ち時間のある場所に置いておくとか、多くの人が訪れるコンビニや公共交通機関など皆さん必ず1日に1回は足を運ぶようなところで目に触れるようにすればいいと思います。

- ◎ ありがとうございました。
- そもそも京都家裁独自のリーフレットがあるというのを今日お聞きして,びっくりしているところです。組織においては、普通、全国統一のものを使うものだと思っていました。京都家裁独自のリーフレットをお作りになった経緯がわからないので、教えていただけますか。
- 平成22年頃の家裁委員会で、皆様から御意見をいただき、京都家裁独自のリーフレットがないため、作成すればという話があり、そこから1年、2年かけてできたというふうに聞いております。
- なぜそういうお尋ねをしたかというと、家庭裁判所で扱っている事件や、家庭裁判所がどういう機関だというのは、全国統一のものがあれば、それでわかると思うのです。京都独自のものをつくるとしたら、京都の各家庭裁判所、支部がどこにありますということを伝えるのが目的でつくっているのかなと思います。でしたら、その場所がわかりやすいものをつくって、取扱事件などについては家事審判なり家事調停についてのリーフレットを添えておくのも一つの方法だと思います。

そうでないと、このリーフレットにいろいろな情報を盛り込もうとすることで、逆に訳が分からなくなって、一番伝えたかったのが位置情報であるとすれば、それが薄れてしま うのではないかと思いました。

◎ 私もこれを作ったときの経緯がわからなくて、どういうコンセプトで作られたのかも はっきりしないのですけれども、今おっしゃったように、本庁と各支部の位置情報という のがメインになっているようにも思いますね。

それで、取り扱っている事件はこういうものがあり、詳しいことはウェブサイトなり窓口なりで照会、問い合わせをしてくださいということで連絡先が書いてある。手続案内の受付時間等々も書いてあるというところから、委員がおっしゃったような目的、経緯で作られたのかなという想像はできるのですが、それ以上のことで何かおわかりになる方はいますでしょうか。

- 経緯については当庁へのアクセスというところから出てきたというところはあるようですので、先ほどいただきました御意見を踏まえまして、伝えたいことに絞った発信の仕方を検討していきたいと考えております。
- 先ほどの委員と委員長の発言というのは、利用者の側には立っていないと感じました。 市民の委員の方々の意見は、もっと積極的にわかりやすく、できるだけアクセスしてもら えるような内容のリーフレットをというものだと思います。位置情報だけ伝えればいいと いうのは、機関の側の意見であって、市民、国民の点からすると、それは添えておけばい いということになると思います。今のリーフレットを、一般の市民が手に取るかといった ら取らないのではないかと思います。

では、どのように変えればいいかということですが、例えば、佐藤委員の研究室の学生にこれをどう変えたらいいか尋ねると、いろいろな意見、いろいろな工夫が出てくると思うのです。法の日週間行事でも、どう変えたらいいか学生に募集し、その行事に参加してもらうなどの形で意見を募ることはできると思うのです。しかも無料です。

そのような形で、もっとわかりやすく、利用しやすくする工夫はできるのではないかと 思いました。

- ◎ ありがとうございました。
- 2点ほどの質問と、3点ほどの思っていることを申し上げます。質問は、今日の広報 の説明の中にあった庁舎見学会と無料法律相談についてです。庁舎見学については、本庁 だけの取り組みでしょうか。支部でも行っているのでしょうかというのが1点目。

2点目は、無料法律相談をされているということですが、北部や南部でも同じような取り組みをされているのかどうかという2点をお伺いします。

- 1点目の庁舎見学会については、支部のほうでは今のところ行っていない状況です。 支部は職員数も限られていますし、支部で要望がありましたら、本庁のほうで引き取るようにさせていただいております。 2点目の無料法律相談については、地方裁判所が中心となって、管内でも実施しております。
- 今の回答を踏まえてですが、庁舎見学会をされるなどの取組みは、裁判所に対して市 民に身近に接していただくというのが一つの目的だと思うのです。どうしてそういう取組 みをするのかという根底には、裁判所は敷居の高い機関で、一般の市民は、ちょっと今日 時間があるから行ってみようと思うようなところではないので、そういう心理的な壁を低 くするという活動の一環でないといけないと思っております。

京都というのは北部から南部に長い自治体なので、本庁で幾らやっても、例えば私のような木津川市民が、京都市まで来て、庁舎見学会をしたいかというと、交通費や時間的な制約を考えると参加しにくいだろうなと思います。同様に、北部の支部でも、本庁でということになると、宮津や舞鶴の方が電車賃を使ってここまで庁舎見学のために来るかというとそこは負担が大きいということがあると思います。北部は支部が結構ありますので、支部において負担が大きければ、本庁から職員が応援に行って、本庁と同様の取り組みをしていただくということで、市民にとって裁判所がより身近なものになると思います。

もう1点は、京都家裁独自のリーフレットについてです。所在地を知らせる目的もあるというふうにおっしゃいました。私もよく京都の家庭裁判所はどこにありますかと一般市民の方から聞かれますので。このリーフレットがあればすごく便利です。でも、私にとっては4支部の案内が無駄なのです。私は木津川市在住ですので、京都家庭裁判所の場所さえわかればいいんです。私どもの地域で考えると、園部、宮津、舞鶴、福知山の地図が掲載されていても余計なことが書いてあるにすぎないです。それならば、例えばこのリーフレットを北部用と南部用の2種類作成し、南部用には本庁の地図を、北部用には本庁を除いた地図を掲載して、余った部分に裁判所からアナウンスしたいことを書いていただいたほうが、よりこのリーフレットは市民にとっては見やすく有効なものになると思います。

最後の1点はホームページです。これからの時代、ホームページをいかに市民にとって利用しやすくするかということがとても大事だと思います。そういう点で、今の裁判所のホームページはどうかといいますと、トップページには新着情報というのがあって、今は駐車場の一部利用停止についてという案内と、他には、5月31日に何か憲法週間のみんな集まれ何々をしました、次は3月22日、何々を掲載しましたという、過去のことしか書いてない。これは過去の委員会の委員も指摘されていたと思うのですが、一般の人がこの家庭裁判所のホームページにアクセスするのは、手続について知りたいとか、実際的な動機があってアクセスするのであって、過去に裁判所はどんなことをしたのかを知りたくてアクセスする人はいないと思います。なのに、それがトップページにあるということで、利用者のモチベーションを下げてしまうようなホームページになっていると思います。

その点に関しては、トップページに、「自分の知りたいことはここをクリックすればす ぐに行けるのだ。」というように、わかりやすく案内されていることがとても大事だと思 いますので、この点について改善していただきたいと思います。

◎ ありがとうございました。最後の点は、おっしゃるように、以前の家裁委員会でも指

摘があって、過去のことを羅列するよりこれからの予定をしっかり書いてもらったほうが いいという御意見があって、それはおっしゃるとおりと思っております。

最初に御指摘のありました、裁判所というのはどうしても敷居が高いものであり、一般の方々の認識がどうしても高まらないという点について、御承知の方もたくさんおられると思うのですが、当庁では、毎年12月の初めごろの紅葉が見ごろの頃に、庁舎と庭を一般開放する催しを行っております。マスコミの方にも御協力をいただいて、広報しています。昨年の催しでは、私もいろいろな方とお会いして、当日の朝、ラジオ放送でこの催しを知り、来られた方が結構多く、これは意外だなと思いました。前もっていろいろ情報があるよりも、当日の朝に知って、オンタイムで来られる方が結構多いことに感心した覚えがあります。

昨年は、たまたま隣接する旧三井家下鴨別邸の特別公開の最終日と日にちが重なったこともあり、例年は表門しか開けないのですが、旧三井家下鴨別邸から下鴨神社に流れる人を呼び込むために裏門も開けたところ、例年1、000人未満の来庁者だったのが、昨年は2、400人ぐらい来庁されました。こんなところに裁判所があったのとか言われる方や、裁判所にこんなお庭があるなんて信じられないと言われた若い方など、いろいろな方がおられ、これも裁判所の敷居を少しでも低くしようという試みの一つとして捉えています。

最後に、リーフレット掲載の地図について、管轄の裁判所一つだけ掲載されていれば十分じゃないかという御意見でしたが、例えば、本来の管轄ではないところに勤務されている方が相談に行くのには管轄以外の裁判所が掲載されているほうが便利だという場合もないことはないと思いますし、京都には裁判所の支部が4つあるということも、この機会にわかっていただくなどの副次的な効果もあると思います。

○ ホームページの改善ということはもちろん検討すべきだとは思いますが、ホームページの時代はもう終わりつつあると思うのですね。今はSNSの時代ですから。むしろフェイスブックがないことのほうが深刻な問題だと思います。広報ということを考えるのであれば、SNSのほうが重要だろうというふうに思います。また、リーフレットに地図情報を載せておられる意図、つまり広報ということを考えるときに、この地図というものが何か効果を与えているのかということに疑念が残ります。というのは、私は学生時分から、この下鴨本通りはよく歩きましたけれど、家裁委員になるまで、この建物が家庭裁判所の建物だということについて一度として気にしたことがなかったのですね。つまり、外から

見ても、この建物が家庭裁判所には全く見えないわけです。むしろ隣に旧三井家の別邸があるから、三井の美術館か何かだろうというふうに思っていました。そう考えると、この建物が家庭裁判所であるということを何らかの目立つ形で表示できないのかと思います。

もちろん景観を損なうというのができない一番の要因であるのでしょうが、例えば、園部や宮津の支部の建物も、外から見てそれが家庭裁判所だとすぐわかるような建物なのだろうかと考えると、必ずしもそうではないだろうと思います。そもそも建物というのは、広報における重要なメッセージで、目立たないようになっているということに実は意味があって、むしろ目立ってはいけない建物というコンセプトでそもそも作られているのだとするならば、ここに人を呼び込むという目的をもともと持っていないのではないかと思えてしまうのですが、家庭裁判所だと一目でわかるよう目立たせるような建物にするのは、そもそも可能なのでしょうか。

○ 今の御意見については、2つの面があると思います。実際に手続を利用している方に とっては、やはり余り目立ってほしくないという気持ちがあると思います。一方で、家裁 って何をしてくれるところなのか知らない人、自分が困っていることに対して家裁は役に 立つのかどうかがわからない人に対しては、もっとわかりやすく、利用しやすく、気軽に 来られるということをアピールしなくてはいけないと思います。

弁護士として区役所などでの法律相談を担当するのですが、家庭の問題で悩んでいらっしゃる方は本当に多いです。ひとしきり答えた後、家庭裁判所を利用するのにどれぐらい費用がかかるか御存じですかって必ず聞くのですが、皆さんことごとく10万円、20万円と答えるのです。そこで、例えば1、200円ですなどと言ったら、「えっ、知りませんでした。」という反応がほとんどです。これだけインターネットが盛んになって、いろいろな情報が出まわっているにもかかわらず、法律相談に来られる方には、調停というのが1、200円で申し立てることができる、裁判所の窓口では職員も丁寧に対応してくれて、また調停委員も熱心な方々が多いという、調停というすばらしい制度のことが、伝わってないのですね。それで費用を10万、20万というふうに自分で思い込んでしまっている。だから、実際に利用している人にとってみると、目立たないほうがいいのかもしれないですが、困っている人たちに対して家庭裁判所というのがあるのだというのが伝わってない点について、広報という広いテーマですけれども、どうすればいいのかということを、特に市民委員の方の御意見を伺いたいと思います。

◎ 家庭裁判所というもの自体を広く知っていただく必要があるのと、建物が目立つかど

うかというのとは別の問題で、住所があればネットで検索して迷わず来ていただけるでしょうし、裁判所の建物をそれほど目立つようにしなくても迷わず来ていただくという目的は達せられるのではと思います。この「家庭裁判所のあらまし」というパンフレットの表紙は京都家裁なのですが、家庭裁判所は家庭内の紛争を扱うというので、できるだけ暖かい雰囲気を醸し出せるように考えて建物を設計しています。

○ リーフレットについていろいろ御意見があって、興味深くお伺いしました。そして、家庭裁判所の方が、涙ぐましい努力をされて広報されているのだというのも感じました。 しかし、残念なことに裁判所については、余り知られてないということが、歴然としてあるのだなと感じました。

リーフレットについては、もう少し広い観点で意見があります。リーフレットやホームページについて、学生など、無料でやってくれる人とコラボレーションしたらどうかという御意見は、大賛成です。例えば隣の大津市には芸術系の大学があり、市の広報紙の表紙はそこの学生さんが作成されていて、その事実から、市民もそういう目で見るというか、広報誌を見てみようかなという気になるという一面があります。家裁の広報についても地元の学生さんが参加すると、学生さんたちも家裁に対する意識を持てるのではないかと思います。ただ、身近に感じるだけではなく、主権者として自分たちが使う制度であるという感覚をより持ちやすいのではないかと思います。単なる受け手ではなくて、発信する側に参加するという人たちを増やしていくのは、広報自体が、より魅力的になるというだけではなく、彼ら自身の裁判所に対する印象等が、変わっていくということはあり得ると思います。

そして、リーフレットの内容についてですが、恐らくこの内容では見ようと思わないのかなと思います。例えば、家裁で取り扱う事案をケースごとに分けて、時間はどれぐらいかかるのか、費用はどれくらいか、何を用意すればよいのかなど、実際に家裁を利用する人が事前に段取りなどが理解できるような内容であるといいのではないかと思いました。

私が当事者になるとして、やはり知りたいのは、時間がどれぐらいかかるのかとか、資料はどれだけ集めておかないといけないのかなどですが、そのようなことがわかるように、現に家裁を利用した方の体験談を入れてもらったらどうかとも思いました。

どういう方法で伝えるかという点については、リーフレットも一つの手段ですが、メディアの活用を考えられないかと思います。以前、ある新聞社から京都家裁に、コラムの連載をしないかという提案があったそうなのですが、結局実現しなかったそうです。いろい

ろ難しい点があるとは思いますが、日常的に家裁の人たちが感じていることなどを新聞で 読むことで、一般の方との距離はかなり近くなるように思います。また、放送局でもそう いうのができればいいのではと思います。

もう一つ,私が大学で働いているという観点から言いますと、学校への出張講義をもっと充実させてほしいと思っています。以前、学生を同行して裁判所の見学をしたことがあり、その際に判事の方とお話しさせてもらったのですが、学生には感じるところがあったようで、裁判官は法廷では一段が高いところにいて偉いように見えているけど、そうではなく、主権者は私たちなのだということを感じてもらう。こういうことが裁判所を知ってもらう広報につながっていくのではないかと思っています。

先ほど、小・中学校に講師を派遣されているということでしたけれども、これはどれぐらいニーズがあり、どれぐらい実績があるのか教えてください。

- ◎ 京都家裁では、小・中学校には行ってはいないです。各裁判所でいろいろな取組みを していますが、家裁の場合には、職務の内容から、なかなか小・中学校には行きにくいと ころです。ただ、裁判所に来ていただく分には、庁舎見学や手続の説明会ということで受 け入れており、もちろん大学生も大歓迎ですので、ぜひ皆さんとお越しいただけたらと思 います。
- 京都家裁のリーフレットの手続案内は、受付時間、予約不要や費用無料等と書いてありますが、調停の申立手続費用がいくらかかるのかを書いてあると後々の参考になるのではないかと思います。

それと、先ほどのゆるキャラのか一くんを地図上に表すと親しみが持てると思います。 また、リーフレット冒頭にか一くんファミリーが雨の中で傘を差しており、最後のとこ ろで晴天の中をか一くんファミリーが歩いている図を入れるなど、ほかのリーフレットと はちょっと異なって、興味を引くような図を入れるなどする。経費節減もかねて、大学生 からアイデアをもらうのも有効ではないでしょうか。

◎ ありがとうございました。熱心に御意見を出していただいて、非常に参考になります。 いただいた御意見、御提案を裁判所においても今後の運営の参考にさせていただきたいと 思います。

(4) 次回日程, 閉会

次回の委員会は、平成29年12月20日(水)